

遠隔地からの労働者確保に要する費用等計上に係る 対象工事の拡大について

防衛省の建設工事では、遠隔地からの労働者確保に要する費用等の計上については、これまで離島や労働者が不足する一部の地域としてきましたが、今般、民需拡大などによる作業員不足を考慮し、対象とする工事を拡大します。

概 要

●当初発注時から費用を見込む対象工事の拡大

工事発注に当たっては、離島や一部のへき地に限らず、事前に工事を行う周辺の業界団体や企業などと積極的に意見交換を行い、周辺で行われている工事での作業員確保の状況、今後の工事量の推測など確認し、必要とする労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した場合は、想定される費用等を計上します。

●当初発注時に費用を見込んでいない場合も対象

当初発注時には、遠隔地からの労働者確保に要する費用等を計上していない場合でも、工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更のために、遠隔地からの労働者確保に要する費用等が必要となる場合は、発注者と協議の上、計上することができるようになります。

工事契約締結後、受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更の例

- ・発注者側の都合による新たな工事対象物又は工種が追加される場合
- ・工事期間に変更が生じる場合【工事着手の遅れ、工期延長など】など

適用開始日

○新規発注

令和6年7月1日以降に入札公告又は手続き開始の公示を行うものから適用します。

○既契約（入札公告時に記載がないもの）

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。